

(別紙)

○ 預金保険法施行規則(昭和四十六年大蔵省令第二十八号)

改正案	現行
<p>(余裕金の運用方法)</p> <p>第十七条 法第四十三条第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 金銭信託(元本の損失を補てんする契約があるものに限る。)</p> <p>二 コール資金の貸付け(国債を担保とするものに限る。)</p>	<p>(余裕金の運用方法)</p> <p>第十七条 法第四十三条第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める方法は、金銭信託とする。</p>